那覇市松山公園文化交流施設の指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市都市みらい部公園管理課が所管する那覇市松山公園文化交流施設については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の2第6項により議会の議決を経る必要があることから、令和8年 11 月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

(1) 名　　称 : 那覇市松山公園文化交流施設

(2) 位　　置 : 那覇市久米2丁目 29 番 19 号(福州園)
那覇市久米2丁目 30 番 6 号(松山公園連携施設)
那覇市松山1丁目 17 番 64 号(松山公園駐車場)

(3) 設置目的 : 松山公園の一体的な利用、地域の活性化及び観光の発展に資することを目的とし、那覇市松山公園文化交流施設を設置する。

2 指定管理予定候補者

(1) 名　称 : 沖縄華僑華人 PM コンソーシアム

(2) 代表者 : 一般社団法人　日本沖縄華僑華人総会　会長　東江芝軍

(3) 所在地 : 沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1－17　富川アパート1F

3 指定管理予定期間　令和9年4月1日　～　令和 14 年3月 31 日(5年間)

4 選定の経緯

(1) 公募

ア 募集期間　令和8年7月2日～令和8年9月2日

イ 申請団体数　2

(2) 審査方法

ア 選定委員会

a 選定機関の名称　那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会

b 選定委員会の委員

委 員 長　獺口　浩一 (琉球大学国際地域創造学部教授)
副委員長　生沢　均　(公益社団法人沖縄県緑化推進委員会常務理事)
委　　員　山城　一美 (沖縄職業能力開発大学校特任教授)
委　　員　由利　玲子 (特定非営利活動法人1万人井戸端会議)
委　　員　柘植　優　(沖縄県土木建築部都市公園課課長)
臨時委員　青山　喜佐子 (社会保険労務士法人オフィスあるふぁ代表)

イ 選定委員会日時　令和8年9月 30 日(水)午後1時 45 分～午後3時 50 分まで

ウ 選定基準

①市民の平等な利用が確保できること。

②事業計画書の内容が文化交流施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

③事業計画書の内容に沿った文化交流施設の管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定基準表

那覇市松山公園文化交流施設指定管理予定候補者選定基準表

選定基準	審査項目	審査内容	配点100点
基本的な考えと管理体制 20点	(1)設置目的の理解、平等な利用を図るための考え方・方策及び管理体制	・松山公園文化交流施設の設置目的及び公の施設を理解した申請理由となっているか。 ・事業内容が特定の市民・団体等に対して、不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	5
	(2)利用者の安全管理	・責任者及び管理体制が明確に示されているか。 ・施設の安全管理について示されているか。	5
	(3)職員の管理育成	施設が存在する久米地域（クニンダ）の文化や福州園の施設概要等に関して、職員の指導育成、研修体制は十分か。	5
	(4)危機管理	・個人情報保護のための適切な体制が示されているか。 ・事故、災害等に対する対応策は適切か。	5
松山公園文化交流施設の効用の発揮と経費縮減 60点	(1)運営業務	日常的な運営において、適切な人員を配置し、利用サービスの質の向上に取り組んでいるか。	15
	(2)維持管理業務	基本的な施設管理及び庭園管理において、適切な人員を配置し、観光施設としての美観を整える管理計画がなされているか。	20
	(3)自主事業による施設全体の魅力向上・地域連携、賑わい創出・集客	・日常的な施設活用において、創意工夫によるサービスを提供し、利用者及び地域に対する魅力向上を図る取り組みがなされているか。 (例：物販、広報、サークル…) ・ターゲットや収支を見据え、具体的かつ効果的なイベントなどの企画がなされているか。 (例：ライトアップのイベント…)	20
	(4)経費縮減	指定管理料の上限額と提案額の差額に、駐車場有料化の使用料として那覇市へ納付する金額(年間780万円以上)を加えた額	5
団体の概要と管理運営能力	安定的な運営が可能となる財政基盤	団体の財務状況の健全性及び文化交流施設を管理運営する財政能力を保有しているか。	10

20 点	公の施設の管理運営実績及び収支計画の内容、適格性、実現の可能性	・文化交流施設を良好に管理運営できる実績を有しているか。 ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	10

オ 選定方法

①委員ごとに選定基準表に示す審査項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、**順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。**また、順位を第1位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。

②上記①において、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。

③上記②において、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を指定管理予定候補者とする。

④上記①から③においてなお、同点の場合は、各委員の合意をもって、申請内容の総合評価を行い、指定管理予定候補者を選定する。

⑤公募結果として応募が 1 団体の場合、各委員の合意でもって指定管理予定候補者とする。

⑥上記①から⑤にかかわらず、委員全員の採点の合計点が 6 割に満たない場合は選外とする。

カ 選定結果

(1)指定管理予定候補者

沖縄華僑華人 PM コンソーシアム

(2)集計結果

順位	団体名	採点						順位 1 位委員数	合計
		A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員		
1	沖縄華僑華人ＰＭコンソーシアム	**69**	**74**	66	**60**	**72**	61	4 名	402
2	次点候補者	67	72	**73**	59	71	**76**	2 名	418

キ 選定理由

那覇市松山公園文化交流施設指定管理予定候補者審査要項に基づき、審査したところ、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体は、沖縄華僑華人 PM コンソーシアムであり、かつ、合計点が6割(360 点)以上を獲得できていることから、同団体を指定管理予定候補者とする。